

○新潟県柏崎市かしわざきこども大学運営協議会設置条例
 平成27年2月26日条例第4号
 新潟県柏崎市かしわざきこども大学運営協議会設置条例
 (設置)

第1条 かしわざき子ども育成基金を活用して実施するかしわざきこども大学の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく教育委員会の附属機関として、かしわざきこども大学運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議・検討を行うものとする。

- (1) かしわざきこども大学の実施事業に関すること。
- (2) 前号の実施事業の進捗及び検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、かしわざきこども大学の運営に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 新潟県柏崎市子ども・子育て会議設置条例(平成26年条例第6号)第1条の規定に基づき設置する柏崎市子ども・子育て会議の委員
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 協議会及び調査・審議に係る手続は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認める場合は、これを非公開とすることができる。

6 協議会の運営に関し必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会子ども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱のために必要な手続は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(特例措置)

3 この条例の施行の日以後に最初に開催される協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず教育委員会が招集するものとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

4 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表1子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

かしわざきこども大学運営協議会委員	1日につき	6,400円	〃
-------------------	-------	--------	---